

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
許認可等の種類	指定の申請（要措置区域等）	根拠条項	第14条
審査基準	<p>（指定の申請）</p> <p>第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文、第4条第3項及び第5条第1項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思量するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</p>		
	<p>2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p>		
	<p>3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。</p>		
	<p>4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。</p>		
受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課
	交付機関	有明海再生・環境課	
標準処理期間		30日	
標準経由期間		日	
目次		- 1	
		NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
許認可等の種類	指定の申請（要措置区域等）	根拠条項	第14条
審査基準	<p>○土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）</p> <p>第54条 法第14条第1項の申請は、様式第11による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>第55条 法第14条第2項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 申請に係る土地の所在地</p> <p>三 申請に係る調査における試料採取等対象物質</p> <p>四 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称</p> <p>五 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称</p> <p>第56条 法第14条第2項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請に係る土地の周辺の地図</p> <p>二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面</p> <p>三 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類</p> <p>四 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類</p>		
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関
交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次	NO
			-2